



木曾三川下流部における不法係留船対策の進め方



国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

■ これまでの経過

平成19年3月16日	第1回幹事会の開催	協議会設置の趣旨
平成20年2月15日	第1回協議会の開催	不法係留船の現状と問題点
平成20年6月26日	第2回協議会の開催	現地視察 漁船とプレジャーボートの線引き
平成21年1月16日	第1回勉強会の開催	不法係留船の問題点と対策の流れ
平成21年2月26日	第2回勉強会の開催	基本方針(案)について
平成21年3月19日	第3回協議会の開催	基本方針(案)について 大型作業船の是正措置について



■ 不法係留船の現状

■ 木曾三川下流部における船舶の係留状況

	許可船舶	許可船舶以外	合計
漁船	542隻	422隻	964隻
漁船以外	232隻	282隻	514隻
合計	774隻	704隻	1,478隻

※ 船舶数は平成18年度の調査による
 ※ 許可船舶は変形護岸(低水護岸を整備したもの)や防災棧橋に係留を認めたもの



■ 木曾三川下流部の不法係留による支障と河川利用

- 出水による船舶の転覆** (Ship overturning due to high water)
- 漁業** (Fishing)
- 沈船による施設の損傷** (Facility damage due to sunken ships)
- レジャー** (Leisure)
- 歴史** (History)
- 燃料油等の流出** (Leakage of fuel oil, etc.)
- 舟運・観光** (Boat transport and tourism)
- 護岸損傷(係留杭)** (Bank damage (mooring posts))

■ 木曽三川下流部船舶対策の基本方針

平成21年3月19日 第3回木曽三川船舶対策協議会

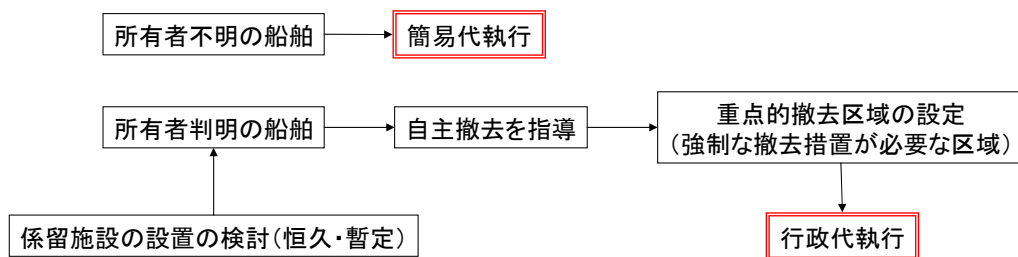
不法係留船対策の理念1

歴史的背景を踏まえ、生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで対策の進め方に**一定の差異を設ける**必要がある。

不法係留船対策の理念2

変形護岸の空きスペースを有効に活用するため、**変形護岸の将来ビジョン**を定める必要がある。

不法係留船対策の進め方



4

■ 対策の進め方

	内容	理由	時期
①	早急に対策が必要な案件の処理	放置すれば河川管理上、重大な被害(流出による施設の損傷や油の流出による水質の悪化など)が予想されるもの	適時対応
②	所有者不明船舶・沈船・廃船の処理	管理・使用されていない船舶であり、沈没、流出の危険性が高い	H22～ 順次対応
③	不法係留船(①②以外) 不法係留船対策にかかる計画を策定し対応する。 ・優先順位を決定する。(重点的撤去区域の設定) ・恒久的係留施設の検討 ・漁船等の係留施設の検討・調整	木曽三川下流部全域に点在するため、計画的に対策を実施する必要がある。河川管理上の支障の度合いを勘案し優先順位を決め対応する。	H22度中に 計画策定

5

■ 早急に対応が必要な案件

	場所	理由
①	長良川右岸12k (ブースター船)	大型作業船(ブースター船)が流出した場合、河川管理施設等に損傷を与えるおそれがあり、また、沈没した場合は積載している燃料油が流出するおそれがあり、早急な対応が必要。
②	長良川左岸9.4Km (下坂手変形護岸)	占用を廃止した変形護岸であるが、80隻を超える船舶が係留または陸上げされている。沈没している船舶が8隻(うち3隻は台風18号により沈没)。流出の危険があり、また自由使用の妨げとなっており、早急な対応が必要。
③	長良川左岸 11.6Km(松ノ木変形護岸)	桑名市が占用する変形護岸。管理能力がなくなった人物の船舶及び私物が散乱している状態。台風18号によりこの人物の船舶5隻が沈没または浸水した。流出の危険があり、また自由使用の妨げとなっており、早急な対応が必要。

6

■ 早急に対応が必要な案件(位置図)



■ 早急に対応が必要な案件(ブースター船の撤去)

- ブースター船は、平成7年の長良川河口堰運用開始に伴い、マウンド浚渫工事に従事した大型作業台船
- 工事終了後も移動することなく、長良川左岸12キロ付近の本川上に係留を続けていた。
- 幅約15m、長さ約40m、積載A重油約32kl
- 10年以上、河川上に放置されており、老朽化が進んでいる。
- 流出すれば下流の河川管理施設、許可工作物に損傷を与えるおそれがある。
- 沈没等により積載油が河川に流出すれば、利水や環境に甚大な被害がある。



8

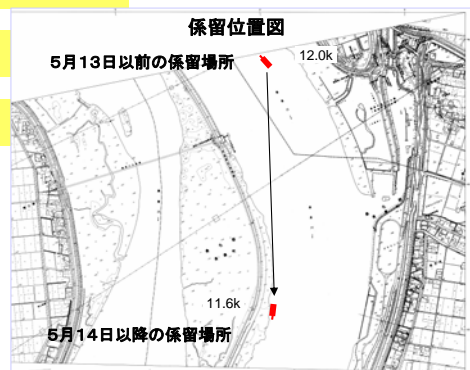
■ 早急に対応が必要な案件(ブースター船の撤去)

H18年以前	①口頭指導・撤去要請	自主撤去のための水位情報提供、撤去要請等
H18年11月6日	②ブースター船買い上げ要求書	所有者が自ら撤去する意志がないことを確認(不法係留と認識)
H20年9月16日	③是正指示書の交付 (河川法第77条第1項)	第2回 H20. 10. 16 第3回 H20. 11. 17 第4回 H20. 12. 17 第5回 H21. 1. 19 第6回 H21. 2. 19
H21年2月26日	④弁明の機会の付与 (行政手続法第13条第1項第2号)	
H21年3月13日	⑤監督処分命令書の交付 (河川法第75条第1項) ⑤不利益処分理由書の交付 (行政手続法第14条)	
H21年4月15日	⑥戒告書の交付 (行政代執行法第3条第1項)	履行期限:5月14日

9

■ 早急に対応が必要な案件(ブースター船の撤去)

- H21年4月15日 ⑥戒告書の交付(履行期限:5月14日)
(行政代執行法第3条第1項)
- H21年5月11日 所有者の弁護士からブースター船を自主撤去することの申出書の提出
- H21年5月14日 燃料油等の抜き取り作業に着手
- H21年5月18日 解体撤去作業に着手
- H21年7月27日 解体・撤去作業終了
- H21年8月10日 後片付け終了



0

■ 早急に対応が必要な案件(下坂手変形護岸)

- 平成19年度末に本来の使用者がいなくなったため、桑名市が占用廃止。
- 桑名市と河川管理者が看板設置や口頭指導による撤去を指導するが改善されない。
- 約60mの変形護岸に84隻があり、沈没している船が5隻、その他の船も老朽化しているものが多い。(平成21年9月時点)
- 10月8日の台風18号により新たに3隻が沈没(合計8隻が沈没)
- 約40隻が所有者不明。



11

■ 早急に対応が必要な案件(下坂手変形護岸)

下坂手変形護岸船舶位置図



■ 早急に対応が必要な案件(下坂手変形護岸)



■ 早急に対応が必要な案件(下坂手変形護岸)

台風18号による被害(10月8日)



■ 早急に対応が必要な案件(下坂手変形護岸)



■ 早急に対応が必要な案件(松ノ木変形護岸)

- 桑名市が占有する変形護岸
- 10月8日の台風18号により同一人物が所有する5隻が沈没または浸水
- この人物は高齢、病気などにより船の管理ができない。(沈没した船舶も含め14隻の船舶を係留)
- この人物は高水敷に私物を持ち込み散乱した状態になっている。
- 占有者である桑名市及び河川管理者の指導にも従わなかった。



16

■ 早急に対応が必要な案件(松ノ木変形護岸)

現状 現在、船舶及び私物の所有者に撤去するよう指導

- 所有者が船舶及び私物を撤去する方向で準備中
- 撤去後は変形護岸の使用を廃止することで所有者と桑名市が合意



今後の対応

所有者が撤去した場合

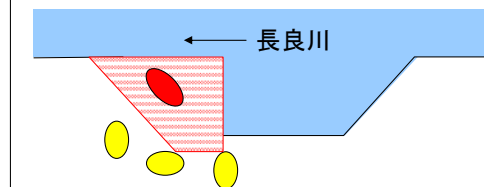
所有者が撤去しなかった場合

行政代執行

- 変形護岸の一部閉鎖(再発防止策)
- ・閉鎖部分の簡易代執行
 - ・閉鎖部分の立ち入り禁止措置(ブロックやロープの設置)

松ノ木変形護岸

- 沈没船
- 簡易代執行対象
- 閉鎖予定区域



■ 所有者不明船舶・沈船・廃船の処理

- 平成18年の調査では所有者の確認できない船舶が500隻以上ある。
- これら所有者不明船舶のうち、日常的に使用しておらず放置されている船舶は出水や台風等により流出する危険性が高い。
- 流出すれば河川管理施設や許可工作物に損傷が受け、または操作に支障が出るおそれがある。

河川管理上の支障を勘案し、優先順位を決め簡易代執行、廃船処理を進める。

今年度、出水期中に許可排水機場のポンプを稼働したところ、沈んでいた船を吸い込み、スクリーンを損傷する事故が起きた。木曾川下流河川事務所のポンプ車、照明車が排水機場管理者の要請に応じ出動し待機する事態となった。幸いにもその後、出水がなく被害はなかった。



■ 木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画

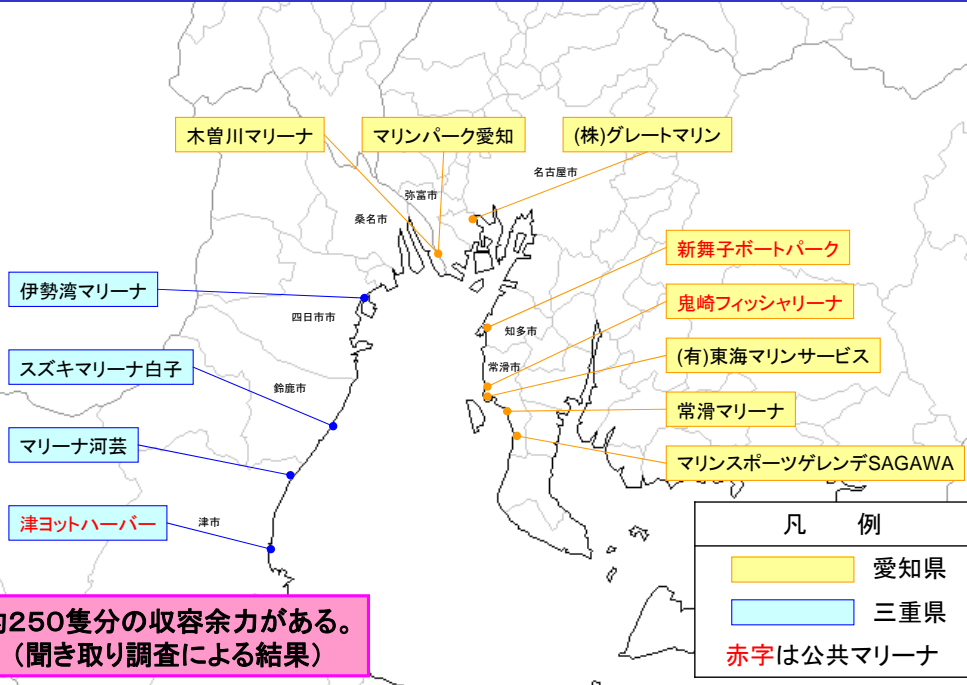
- 木曾三川下流部には約1500隻の船舶が係留されている
- そのうち700隻以上が河川法の許可を受けていない。
- 木曾三川下流部と船舶は歴史、産業、観光など地域の生活と密接な関係がある。
- 不法係留船は管内全域に点在しており、その数も多いため優先順位を決め対策を進める必要がある。
- 伊勢湾周辺に民間マリーナ等の保管施設が不足している。

- ◆現在、最新の係留状況を把握するため管内全域の係留船調査を実施中
- ◆伊勢湾周辺の民間マリーナ等の保管施設の受入可能数について、現在調査中。
- ◆不法係留船として撤去指導等を行う船舶を明確に定義し、それ以外の船舶の係留の取り扱いについて、関係機関、関係団体と協議・調整が必要
- ◆恒久的な係留施設の設置の可能性を検討

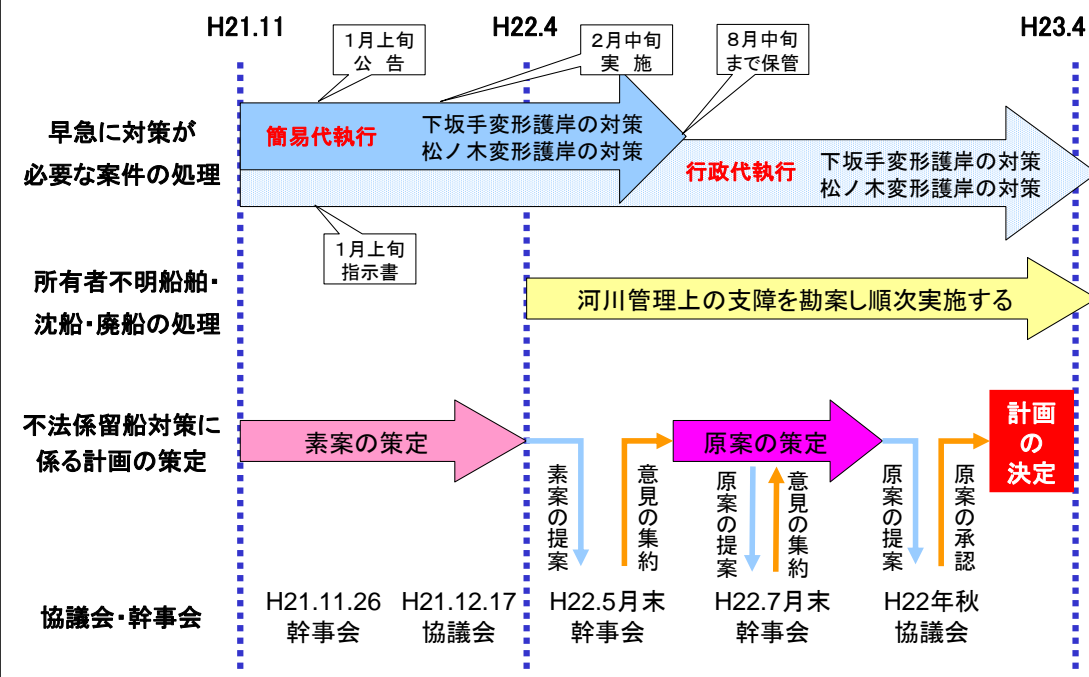
平成22年度中の計画策定を目指す

19

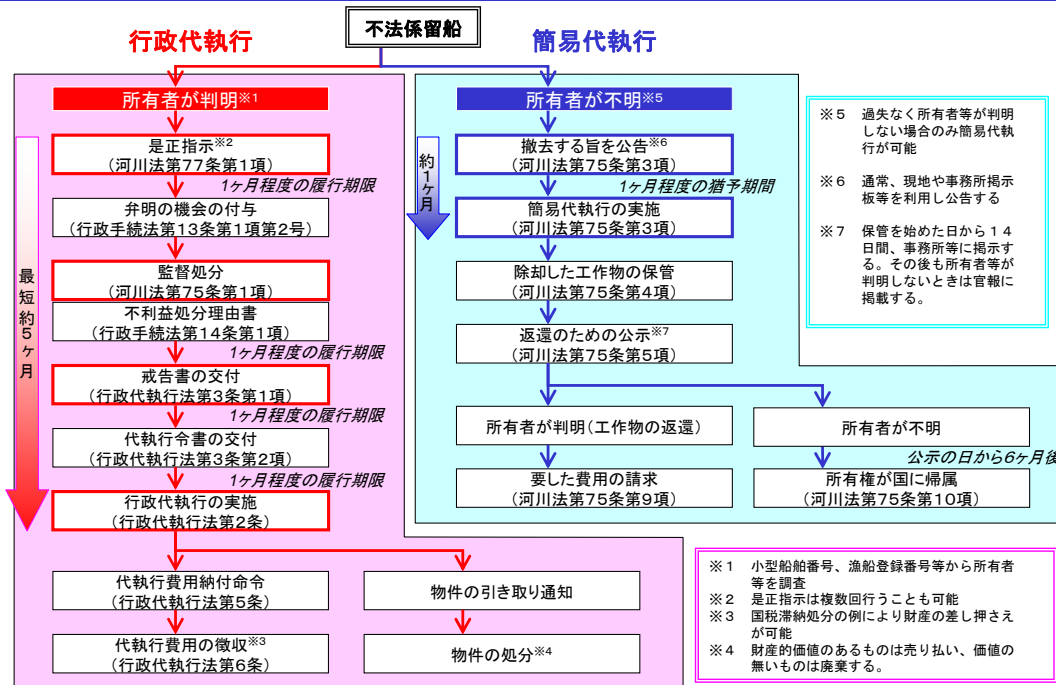
伊勢湾内のマリーナ



不法係留船対策の進め方(フロー)



行政代執行と簡易代執行



行政代執行の要件

行政代執行法第2条

- 法律により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為であること
→ 河川法第75条第1項(監督処分)による河川区域外への撤去することという義務
- 他人が代ってなすことのできる行為に限ること
→ 河川管理者の手によって撤去することが可能
- 他の手段によってその履行を確保することが困難であること
→ 河川法により指示、命令、罰則を与えることはできるが撤去することはできない。
- その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること
→ 河川管理上の支障、治水上の問題、環境の悪化、景観阻害、自由使用の妨げなどの問題あり放置できない。
- 当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用を義務者から徴収することができる。